

平成 28 年熊本地震に伴う入学料及び授業料に係る特別措置

【趣旨】

平成 28 年熊本地震による災害救助法適用区域で家族等が被災した本学の平成 28 年度入学生及び在学生に対し、平成 28 年度入学料及び平成 28 年度前期授業料並びに平成 28 年度後期の授業料免除の特別枠を設け支援を行う。

【内容】

1 免除対象者

本学の学部又は大学院研究科に平成 28 年度に入学する者及び平成 28 年度に在学する者（科目等履修生，研究生等として入学する者を除く）であって，対象となる災害救助法適用地域で家族等が被災した者のうち，下記 2 の事由に該当し入学料又は授業料の納付が困難であると認められる者とする。

※対象地域（災害救助法適用地域）

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町・南関町・長洲町・和水町 菊池郡大津町・菊陽町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、上益城郡御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、天草郡苓北町

2 免除の種類

免除額	事由
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる家計支持者が被災により死亡又は行方不明の場合 主たる家計支持者の所有する自宅家屋が全壊又は流出した場合 主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水したことにより，主たる家計支持者が 1 カ月以上の避難生活を余儀なくされた場合
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 主たる家計支持者が入院加療又はそれと同等の怪我をされた場合 主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水した場合 ※いずれにも該当する場合には，全額免除とする。

3 免除対象

平成 28 年度入学生 平成 28 年度入学料

平成 28 年度在学生 平成 28 年度前期授業料及び後期授業料

※すでに入学料，授業料を納付した学生も申請が可能

4 提出書類

- 平成 28 年熊本地震に伴う入学料及び授業料に係る特別措置申請書
- 罹災証明書

なお，現行の「入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書」も併せて提出。また，罹災証明書が市区町村役場等の都合で，締切期日までに用意できない場合は，上記申請書のみを先に提出すること。

5 申請期間

平成 28 年度入学料 : 5 月 31 日 (火)

平成 28 年度前期授業料 : 5 月 31 日 (火)

平成 28 年度後期授業料 : 9 月 9 日 (金)